

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
1	課税客体	●●の会員です。 既にオーナーとして、固定資産税を納税しています。 当然に、軽井沢オーナーは、利用時に宿泊税から除外をお願いします。自分の別荘に泊まるだけです。対価も清掃維持料程度で、事業的水準ではないです。 相互利用者は、宿泊税の対象でも良いと思います。	宿泊税は、1人1泊あたり免税点（6,000円）以上の宿泊料金（素泊まり料金）がかかる場合に課税されます。 仮に、清掃費用等ではなく宿泊料金として、1人1泊あたり6,000円以上支払う場合には、宿泊税が課税されます。
2	課税客体	1泊素泊、1泊2食等パッケージの料金になるか泊食分離して素泊まり分の料金になるのかがわかりづらいため、明記をお願いいたします。	宿泊料金とは素泊まり料金（税抜）になります。食事代も含まれた料金を設定している場合、お手数ですが食事代を算定していただき、素泊まり料金について考えていただきます。 今後、税抜きの素泊まり料金である旨を明記してまいります。
3	課税客体	町の観光振興施策促進のために必要であるが、宿泊施設のみの対応である理由は何でしょうか。	消費（取引）と行為（宿泊）の場所が近く課税客体の補足性が高いこと、また、住民の皆様から頂戴した税金等のみで観光振興施策を実施するのではなく、宿泊者が受ける行政サービス（受益）も一定程度あることから、宿泊者にも負担いただきたいという考えのもと、宿泊行為に対する課税の制度設計を進めています。 なお、他の財源確保策についても、他自治体の事例等を研究してまいります。
4	特別徴収義務者（負担軽減）	宿泊施設が宿泊税の徴収・納付を担う「特別徴収義務者」として指定されることに関して、税務手続きの負担軽減策を講じていただきたく存じます。特に、小規模事業者にとっては、追加の経理負担が発生するため、手続きの簡素化やデジタル申告の利便性向上を要望します。	県税も徴収いただくため、長野県と同様に、 ・税導入に伴うシステム改修等に対する支援 ・eLTAX（エルタックス）による申告納入 ・税導入の趣旨等を説明するリーフレット等広報資材の配布 ・一定の要件に該当する場合、申告納入を3ヶ月に1回とする特例の設定などの特別徴収義務者の負担軽減策を検討しているほか、宿泊事業者の皆様等に向けた徴収事務等に係る説明会の開催を検討してまいります。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
5	特別徴収義務者 （負担軽減）	オンライン旅行代理店等への周知と事前PRをしていますか？ ①「前払客」のお取扱いが課題になります。②「現地精算客」のお取扱いは容易です。 私共では●●と契約しています。二つの視点で、問題を推定します。 <宿泊人数>① ツイン洋室24000円(Tax込/朝食付)、ツイン洋室21000円(Tax込/朝食抜) =大人1人利用 = 大人 2 人利用、=大人2人+子供1人= 3 人利用、=大人2人+子供2人=4人利用 13歳以下の子供添寝利用は追加費用無しで宿泊可能としています。外国人に人数(人権)説明は、困難です。 <宿泊費の認定>前払が圧倒的に多く、しかも8%近くの「値引き受注」が勝手に遂行されています。我々への事後精算時には定価で振り込まれます。つまり●●が「値引き額を補填(給付金)」しております。24000円に対して、もし8%値引き22080円。そこから朝食抜きで19080円。自己負担の税抜17345円。 1人利用=17345円、2人利用=8673円、 3 人利用=5782円、4人利用=4336円 「前払い」は、現地精算を想定していないので、現地旅行時の支払原資（小銭）の用意が無い。私共も現金精算の準備が無いです。●●は、前払いの宿泊費カード決済の宿負担(事後精算)が無い。もし、外国人が「宿泊税の現地決済にカード利用する」場合には、決済手数料を宿泊税側での負担が必要です。但し、宿泊費が現地精算(比率20%)の場合には、宿泊費の値引きは無く、カード手数料が宿側負担で発生します。(現在は、このモードの削減をWeb上で推奨して行きます) ●●の値引き販売は、私共に対する「口コミ評価9.4」が影響していると思います。●●の予約は 2 年程度先まで動いており、事前予約をされている方に対する宿泊税の適用は、望ましくはない。 また、●●の予約は、●●や世界中の予約OTA経由も多く、事前周知の徹底は重要です。 日本でのサポートは、会計がシンガポール、日本語による問い合わせはマレーシア拠点にアメリカ、ロシア、台湾、香港などにいる日本語可能者がサポートに入ります。現在でも、毎年アジア、アメリカ、ヨーロッパなど約20カ国から来訪滞在されています。	税の徴収方法は、各施設とOTAとの取り決めにより、決定（選択）いただくことから、統一的な徴収方法を示す予定はありません。他の先行自治体においても、徴収をOTAにお願いしている場合、OTAでは宿泊料金のみ徴収し、税だけはフロントで徴収している場合があります。 周知や、宿泊事業者が説明しやすいよう、リーフレット等の広報資料の提供を県と共に行ってまいります。 OTA：じゃらん、楽天トラベル、Booking.com、Expediaなどのオンライン・トラベル・エージェント
6	特別徴収義務者 （負担軽減）	ホテルシステム改修に対する補助額について 宿泊税導入に伴うホテルシステム改修に対する補助金については、その所要経費を全額補助するべきである。 軽井沢を訪れる観光客は日帰り客も多い中、町の観光振興目的として宿泊施設がその税を徴収する義務を課せられる訳であり、町が全額を負担するのは当然である。また、各施設が改修に掛かる期間を考慮し、システム改修等を行う前にその申請手続きを明確にし、余裕をもってスタートできるようにしてもらいたい。	宿泊税に対応するためのシステム改修費については、支援を実施する方向で、県の補助要綱が確定次第、町の要綱を制定する予定です。 また、宿泊税の条例案を令和 7 年 6 月議会に提出する予定ですが、できる限り早い段階で申請手続き等をお示しできるよう検討してまいります。
7	特別徴収義務者 （負担軽減）	システム改修費だけでなく、施設パンフレット、ホームページ等の案内の修正にかかる費用についても申請の対象とすべきである。	貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
8	特別徴収義務者（負担軽減）	現場での対応者のストレス緩和のために、利用者による宿泊税に対する問い合わせも、町で引き受けてもらいたい。	宿泊者に対しての周知や、宿泊事業者が説明しやすいよう、リーフレット等の広報資料の提供を県と共にやってまいります。
9	特別徴収義務者（負担軽減）	各施設に宿泊税の案内ポスター、チラシの作成の提案。日本語だけではなく英語、中国語でも記載していただきたい。 ＜理由＞宿泊税の事を知らないお客様も多いと思われます。 施設側の「言葉」の説明だけでなくチラシ等お客様に見せることによって「税金」である説明がし易くお客様にも理解が得られる。	宿泊者に対しての周知や、宿泊事業者が説明しやすいよう、リーフレット等の広報資料の提供を県と共にやってまいります。 また、多言語についても検討いたします。
10	特別徴収義務者（負担軽減）	支払額の管理、必要な書類提出等に関して、業務負担軽減のため、支払額の管理が簡単にできる方法が必要と考えます。	税に係る帳簿の記載や書類の作成、それらの保存をしていただくこととなりますが、税導入に伴うシステム改修費に対する支援を実施する予定です。
11	特別徴収義務者（報償金）	電子申告による報償金の増額や、宿泊管理システムとの連携による申告自動化などに関する支援策があれば、スムーズな税制運用につながると考えます。	骨子（案）にお示ししているとおり、特別徴収義務者報償金は納入額の2.5%ですが、制度開始5年間は0.5%加算、さらに電子申告した場合は0.5%加算としております。なお、報償金については、県と統一を図っています。 また、宿泊税に対応するためのシステム改修に対する支援を行う予定です。 なお、長野県の補助として、予約管理・精算システムや自動チェックイン機の導入など、宿泊事業者のDXに向けた取組の補助も活用いただけます。
12	特別徴収義務者（報償金）	精算時に別途徴収するのではなく、宿泊代に含め、対象分のみ支払う方法も宿泊施設が、選択肢として選べる必要があると考えます。	ご意見のとおり、各施設の取り決めにより決定いただくことから、統一的な徴収方法を示す予定はありません。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
13	特別徴収義務者（報償金）	特別徴収義務者への報償金について 報償金については納入額の 2.5%（制度開始5年間は0.5%加算）とあるが、その算出根拠を教えてください。先に述べたように宿泊業界の人材確保は非常に難しい中、税の徴収義務、説明責任を負う訳であり、その負担を考慮した報償金額としていただきたい。	報償金については、先行自治体の事例を踏まえて検討していましたが、長野県と統一を図り納入額の2.5%（制度開始 5 年間は0.5%加算、電子申告の場合はさらに0.5%加算）としております。 長野県においては、特別徴収に係る経費を補助する目的ではなく、納期内納入を促進し、県税収入の確保を期することを目的に、法定税目の特別徴収義務者に対して、報償金を交付しています。法定外税の宿泊税においても、法定税目における交付率との均衡を考慮し設定しています。
14	税率・税額	高額宿泊費の税額については、白馬村が示した宿泊税の案のように税額を上げる。 10万円以上の場合には5000円。	ご意見のとおり、高額な宿泊料金を支払う方にはより高い負担率で課税する応能負担（負担能力に応じた課税）の観点も重要であると認識しております。 導入後3年、以後は5年で制度を見直す予定ですので、その際、実績や社会情勢等も踏まえて検討してまいります。
15	税率・税額	段階的定額制について意見を述べたいと存じます。 骨子案では 6,000～10,000未満 300円 10,000以上～100,000未満 350円 100,000以上 800円 となっております。3段階でシンプルな点は良いと思います。 一方で税の負担は公平であるのが原則ではありますが、上記の場合とても不公平な状態となっております。 例を挙げます。 1部屋 1万円の部屋に一人で泊まった場合 税額 350円 1部屋 19万円の部屋に二人で泊まった場合 税額 350円 このようにビジネスやリーズナブルな価格で宿泊する客層と、スイートルームに宿泊する富裕層の一人当たりの税額が一緒となっております。 私は特別徴収義務者としてお客様から宿泊税を頂く立場であり、お客様に宿泊税について説明しなければならない立場です。しかしながらこのような不公平な税制度ではお客様に納得していただくのは困難であると思います。現場へのしわ寄せも懸念しております。	段階的定額制にご理解をいただき、感謝申し上げます。 宿泊料金は、曜日やシーズンによって大きく変動する傾向があるため、料金に応じた細かな税額設定にすると、課税事務が煩雑となり、特別徴収義務者の負担が増すことが懸念されます。そのため、骨子（案）では一定の幅を持たせたうえで、シンプルで分かりやすい税額設定としました。 一方で、ご意見のとおり応能負担（負担能力に応じた課税）の観点も重要であると認識しております。 導入後3年、以後は5年で制度を見直す予定でありますので、その際、実績や社会情勢を踏まえて検討してまいります。 また、宿泊者に対して説明しやすいよう、リーフレット等の広報資料の提供や周知等を県と共に行ってまいります。
16	税率・税額	軽井沢町内において税抜き食事なしで1泊20万円を超える部屋を提供している施設が現状ほぼありません。 存在してない価格帯の部屋に対して段階を設定しているのはどのような意図があるのでしょうか。 訳が分かりません。	軽井沢町宿泊税検討会議が令和 6 年 8 月に行ったアンケートによると、1泊10万円以上の宿泊施設がありますので、10万円以上の区分を設けています。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
17	税率・税額	骨子案の税率は、低価格帯の宿泊施設ほど税負担の影響を受けやすいため、税率についても段階的な設定の見直しを検討いただきたく存じます。	低価格帯への配慮として町独自の免税点を検討していましたが、長野県から免税点については県内で均一化を図りたい、町が独自の免税点を設ける場合、県の免税点から町の免税点までの宿泊料金に対し県税として300円課税するという県の租税調整の考え方が示されました。 宿泊事業者の方の負担が大きい事などもあり、免税点は県と統一を図ることにしましたが、今後も引き続き低価格帯への配慮について県に要望してまいります。
18	免税点	6,000-10,000未満は県税のみ。町としては非課税。	低価格帯への配慮として町独自の免税点を検討していましたが、長野県から免税点については県内で均一化を図りたい、町が独自の免税点を設ける場合、県の免税点から町の免税点までの宿泊料金に対し県税として300円課税するという県の租税調整の考え方が示されました。 仮に6,000円～10,000円未満を町税は課税しないとした場合、県税として300円が課税されることになり、その分は特別徴収義務者の方が直接県に納めることとなるため、宿泊事業者の方の負担が大きい事などもあり、免税点は県と統一を図ることにいたしました。 なお、当町のような独自課税市町村は、特別徴収義務者の方に県税分と町税分を合わせて町に納めていただき、県税分は町から県に納める形になります。
19	使途	まちなみ景観には、希少な植物の食害防止の観点から、「野生鳥獣の管理指導」をいれる。	宿泊税は観光振興のための法定外目的税となります。 希少な植物の食害防止が観光振興に資するものとなるか、今後の参考とさせていただきます。
20	使途	まちなみ景観には、まちなみ景観を向上させる団体や区の活動補助をいれる。例えば区の一斉清掃ではすでに町からの支出があるが、それを増額することが必要であることから、財源に宿泊税を充てる。きれいなまちなみは美しい村の必須条件。区は増えた財源を独自の美しい村活動に使ってくれることだろう。	使途については、関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を検討してまいります。貴重なお意見として、今後の参考とさせていただきます。
21	使途	キャッシュレス決済導入費用は、キャッシュレス決済事業者が折りに触れて端末無料などのキャンペーンを行っていることから、わざわざ町の経費を使うには及ばない。	使途については、関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を検討してまいります。貴重なお意見として、今後の参考とさせていただきます。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
22	使途	スキルアップ研修については、観光振興につながるスキルに限定しないと単なる慰安旅行にも使えそうなので要項作成時には工夫が必要と考える。	使途については、関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を検討してまいります。貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
23	使途	労働者不足への対応は、どのような内容を意図しているのか不明。労働対価を上乗せする使途ならば反対。	労働者不足は重要な課題と認識しています。今後、使途については関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を検討してまいります。
24	使途	宿泊税税收の1%を軽井沢ホテル旅館組合への補助金として充当する提案 軽井沢町の宿泊税導入にあたり、私たち宿泊事業者は、徴収者としての責務を果たすだけでなく、地域の観光振や宿泊環境の向上にも積極的に貢献したいと考えています。 そこで、宿泊税税收の1%を軽井沢ホテル旅館組合へ補助金として充当する仕組みを提案いたします。仮に宿泊税税收が年間 8億円と見込まれる場合、その1%にあたる 800 万円を宿泊事業者の発展や地域観光の充実のために活用することが可能になります。 この補助金を活用し、以下のような事業を展開することで、宿泊税が適正に還元され、地域全体の観光振興につながると考えます。 • 軽井沢の宿泊業に関わる人材育成や研修事業の実施 • 宿泊施設の環境整備・衛生管理の向上支援 • 観光プロモーションやイベント支援の強化 • 宿泊事業者間の連携促進、情報共有の場の創設 • 軽井沢ホテル旅館組合の運営基盤の強化 現在、軽井沢ホテル旅館組合の事務局は、限られた人員と予算のもとで運営されており、事務局員は1名体制でありながら、低賃金かつ高齢化の課題を抱えています。今後、宿泊税制度が導入される中で、宿泊事業者と行政の連携をより円滑にするためには、組合の運営基盤を強化し、事務局の安定的な運営を確保することが不可欠です。 また、現在の事務局所在地である農協施設の建て替えに伴い、事務局の移転が必要になる見込みです。これに対応するためにも、安定した運営資金の確保が求められます。宿泊税税收の一部を補助金として活用することで、組合の運営基盤を強化し、宿泊事業者の支援体制をより充実させることが可能になります。	使途については、今後、宿泊事業者などの関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を決定していく予定です。 骨子（案）にお示しした使途案と重複する部分もありますので、民間の皆様に担っていただいた方が良いのかも含め検討してまいります。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
25	使途	4月上旬に宿泊税の具体的な使い道を議論する意見交換会の開催 宿泊税の導入後、その税収の使い方については、宿泊事業者をはじめとする関係者の意見を反映しながら、透明性のある運用を行うことが求められます。 そのため、4月上旬に宿泊税の使途に関する意見交換会を開催することを提案します。この意見交換会には、軽井沢ホテル旅館組合の理事に加え、ホテル協会部会・民宿部会・ペンション部会からも出席希望者を募り、20名程度の規模で実施する予定です。 また、この意見交換会には、町長、副町長、税務課長、観光経済課長、総合政策課長にご出席いただきたいと考えております。宿泊税の便途について、町と宿泊事業者が直接対話できる場を設けることで、より有意義な議論が可能となり、実効性の高い制度運用につながると期待しております。	使途については、今後、宿泊事業者などの関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を決定していく予定です。 宿泊税の条例案を令和7年6月議会に提出する予定ですが、できる限り早い段階で意見交換会を設けるよう検討してまいります。
26	使途	宿泊税の主な使途として、観光振興やインフラ整備が挙げられていますが、具体的に宿泊施設にとってどのようなメリットがあるのか、透明性のある形で公表し、事業者の意見を反映する仕組みを設けていただきたいです。例えば、施設改修支援やバリアフリー化の補助金拡充、小規模宿泊施設向けのDX化支援など、宿泊業の発展に直接的に貢献する施策に予算を割り当てることを希望します。	来訪者に「もう一度訪れたい」「もっと長く滞在したい」と思ってもらえるような、魅力ある軽井沢をつくっていくことが重要と考え、そのための施策例を挙げています。 使途については、関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を決定・検証して、分かりやすい形で公表する予定ですが、滞在環境の充実は観光振興のために重要な施策と考えております。 いただいたご意見については、参考にさせていただきます。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
27	使途	「美しい村（まちなみ景観）」を最優先でお願いします。 理由：軽井沢町の現時点での大きな課題は「オーバーツーリズム」と考えます。●●や●●などの大手ホテルが渋滞、町の景観破壊、駐車場問題を引き起こしていると思います。宿泊税については（大きな金額になっていませんので）現状ではこれらの大手ホテルの抵抗が大きいのだなと推測しますが、このままだと大手ホテルが町のインフラにタダ乗りする「外部不経済（いわゆる公害）」が発生していると思います。ニュースなどでもインバウンドなどの問題が京都などの観光地で発生していると報道されています。 軽井沢町では京都などのインバウンドとは少し異なりますが●●や●●を原因とする「オーバーツーリズム」が発生していると思います。町が「自然景観保全」の宣言などで歯止めをかけようとしている「町の景観・文化の劣化」が進んでいること、さらに町内で観光業にたずさわる中小の業者が町の景観・インフラの悪化で空洞化していくリスクを懸念します。 観光協会などはドッグとか会議とか福井とか、そしてインバウンドなどと言っているように「オーバーツーリズム」という認識がなく宿泊税などには消極的と聞きます。今回は宿泊税はすでに内容が決定済で金額などの変更はダメと思いますが、今後の方針で大手ホテルの相応の金額負担と町内中小業者への配慮、さらに観光協会との「オーバーツーリズム」についての意識共有の会話もお願いできればと思っています。 繰り返しになりますが、軽井沢町の景観・自然環境の劣化、経済優先の大手資本にたいへん危機感を感じています。	制度の見直しを導入当初3年、以後は5年ごとに行なう予定です。また、使途の計画及び公表は毎年度行う予定です。 制度の見直し、使途の計画にあたり、関係者の方々と共に検討・検証する委員会等を設置してまいります。 貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
28	使途	観光振興のための宿泊税であることの意味 宿泊税は軽井沢町の観光振興を目的とした税であるはずで、持続的な成長のために、軽井沢の観光振興の将来像を示してもらいたい。そのために必要な目的税として、用途を決める上での原則を、今回の徴収義務者を中心に協議の上決めてもらいたい。そうでなければ、一般財源として、これまでの不足財源に補填され活用されることが危惧され、町の観光振興につながらない可能性があり、徴収義務者である我々宿泊業者に対する配慮があまりにも希薄な対応と言わざるを得ない。 今回の骨子（案）の使途項目は明らかに観光振興からかけ離れている施策が多く、こうした課題はすでに指摘しているが、昨年5月の検討委員会設置の時より使途項目も変わっておらず、懸念が大きい。この先、軽井沢町は本当に観光立町を目指すのか、今一度、観光振興について、そして軽井沢町の観光産業発展について方向性を明示してもらいたい。	来訪者に「もう一度訪れたい」「もっと長く滞在したい」と思ってもらえるような、魅力ある軽井沢をつくっていくことが重要と考え、そのための施策例を挙げている。 使途については、今後、関係者の方々と共に検討・検証する委員会等を設置し、具体的な施策を決定していく予定ですが、観光振興のための法定外目的税のため、基金を設置し、一般財源と明確に区別して管理・運用する予定です。 なお、軽井沢町の観光の課題として、「軽井沢町の資源の活用」、「長期滞在の促進」、「魅力的なツーリズムの造成」、「国内外の誘客」があり、これらを踏まえつつ、観光振興に宿泊税を活用することで、軽井沢町のすばらしい自然や歴史、文化に磨きをかけ、長期滞在してもらえようような魅力的な町として発展していくと考えています。
29	使途	観光振興目的の優先的使途についての要望事項 軽井沢の観光振興に係わる大きなテーマである人手不足に伴う人材確保の為の施策を優先してもらいたい。例えば労働力を確保する為に必要な住居は町内に用意する事ができず、それにより近隣市町村からの車移動を余儀なくされる事で新たな渋滞を発生させている。軽井沢町の観光産業を支えている宿泊事業者として労働力が確保できない状況での観光振興はないものとする。	使途については、今後、宿泊事業者などの関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を決定していく予定ですが、労働力確保については重要であると認識しております。 いただいたご意見については、参考にさせていただきます。
30	使途	観光振興目的の優先的使途についての要望事項 宿泊施設の設備等の支援、環境整備、衛生管理向上支援の実施。	来訪者に「もう一度訪れたい」「もっと長く滞在したい」と思ってもらえるような、魅力ある軽井沢をつくっていくことが重要と考え、そのための施策例を挙げている。 使途については、今後、宿泊事業者などの関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を決定していく予定ですが、いただいたご意見については、参考にさせていただきます。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
31	使途	観光振興目的の優先的使途についての要望事項 シーズン中の慢性的なタクシー不足により、それぞれの施設で駅送迎を行っているが、すべての送迎バスが駅南口に限られている為、北口側にある施設はアウトレット駐車場の満車渋滞に巻き込まれ、思うように送迎が出来ず、また南口の駐車スペースの狭さから駐停車できないのが現状である。現在のように町からの通達で北口の車寄せはタクシー優先で送迎バスの発着の禁止を継続するのであれば、広いバスターミナルの一部を送迎バス用に開放していただきたい。北と南に分散することで駅周辺の渋滞緩和に繋がる。こうしたバス運行を行っているケースは特別徴収者たる宿泊施設に多い。 宿泊税により、財源が確保されるのであれば、特別徴収者の運営に支障がきたさないように配慮をし、結果、観光客の利便性、交通渋滞解消による地域住民および別荘住民のストレス緩和につなげ全体最適を図るべきである。特別徴収者および宿泊事業者に対する配慮が足りないと感じる。	今回の骨子（案）と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきますが、いただいたご意見を関係部署と共有させていただきます。
32	使途	観光振興目的の優先的使途についての要望事項 宿泊税は、観光公害の対策緩和と、観光振興の発展のために活用されるべきものであるが、重要で深刻な観光公害対策の一環として、商業施設によりおこる交通渋滞対策を強化してもらいたい。また、新規許認可にあたっては、交通渋滞に問題が起きないよう施設規模の規制や駐車場運用の仕組みの導入を条例化、指導すべきと考える。ボトルネックになるような立地に置いて、商業施設に設置する駐車場の付置義務では、むしろ数の規制を行い（駐車場台数の制限）、駐車場は予約式とし、過度に車が集まらないようにする。また、一定の距離が離れた場所に別途駐車場を確保させ、パークアンドライド方式とする等。ホテルは3000平米の規制があり、住宅は今後強化される方針の様であるが、それに対する商業施設の環境対策、交通対策の規制が緩いと考える。	今回の骨子（案）と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきますが、いただいたご意見を関係部署と共有させていただきます。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
33	使途	質問に近い提案ですがよくある組合に助成金、補助金といった話はよく耳にしますが、そうではなく徴収宿泊税を使って組合に仕事を頂くというのは可能なことでしょうか？ 例えば軽井沢町の美化事業です。（公共の場の草刈り及び植栽等の緑化、バス停及び周辺の美化）町導線を中心に草刈り及び植栽等の緑化を行うことで、観光客がふと目にした景色が心に残ればと思います。宿泊施設で連携し観光客が使うバス停等を常に綺麗にします。バス停が綺麗になることで、観光客だけでなく普段から使っている子供達や住民も気持ちよく利用することができます。SFのような壮大な風呂敷を広げるならば、軽井沢町の移動時間は全て表現の場にしたいです。各観光スポット、景勝地だけが美しいではなくつなぎの時間も全てが美しく心に刻まれる軽井沢になればと思います。この提案の理由として、ペンション組合としても補助、助成金をいただくことになった場合ありがたい反面、上の意見としても出ているように観光の為の使い方にすべきと感じます。しかしながら組合という志の集まりの中ではその利用方法を決めることは難しいことでもあります。組合内で利用方法を決めきれず繰越しを重ね動かぬ基金化してしまう気がしています。循環させお客様に還元させることが宿泊税の意義と思いますので動かぬお金を作ることは避けたいと考えました。組合として軽井沢の観光に繋がる業務を行い、その対価を徴収宿泊税からいただくこの形であれば、観光客に対しても直接的に還元することができることと、事業者自身にも軽井沢という観光地を自分が育てるという意識も向上させることが出来ると思います。町長の考える「軽井沢愛」を育み「軽井沢力」を磨くことにもつながると考えます。このほうがペンション組合としてしっかりとした形で宿泊税の未来を作れるのではないかと考えました。綺麗事のようになっていますがもちろんそれだけではありません。宿泊施設としても閑散期に収入が入ることはとても助かります。逆にそのタイミングの収入を確保することは宿泊施設を守ることに繋がります。ペンションのそれは微力であり些細な金額ですが宿泊税の確保の下支えに戻ると思います。組合が請け安全管理、保険等諸経費以外を組合員に還元（もちろん労働の対価として）できれば宿泊施設にとって金銭的にもプラスになります。軽井沢町の美化事業はあくまでも例の話になります。何をしたら町にとって助かるのか、何ができるのかを相談させてください。	来訪者に「もう一度訪れたい」「もっと長く滞在したい」と思ってもらえるような、魅力ある軽井沢をつくっていくことが重要と考え、そのための施策例を挙げています。 使途については、今後、宿泊事業者などの関係者の方々と共に検討・検証する委員会等を設置し、具体的な施策を決定していく予定ですが、いただいたご意見については、参考にさせていただきます。
34	使途	宿泊税使途についての意見交換、及び宿泊税制度の適正な運用に向けた組織作りについて 宿泊税導入に向けて町は特別徴収義務者である宿泊業者に対し、丁寧な説明をしていくとしていたが、現状は話し合いが不足している。前述の観光振興を目的とした使途を明確に決定していくために、関係事業者、特に特別徴収義務者を入れた組織を作り、宿泊税導入後も適正に運用されているかの検証、見直しを定期的に行い、特別徴収義務者である宿泊事業者の意見を継続的に反映するべきである。そのような持続的な対応を行おうとする自治体はあるのだから、研究すべきである。こうした対応の有無により、観光地の発展として、数年後に差がつくと考える。	町では関係団体との意見交換会や骨子（案）に対する意見交換会を開催しましたが、今後も随時、意見交換会や説明会を開催する予定です。 また、使途の計画及び公表は毎年度行う予定であり、制度の見直しは導入当初3年、以後は5年ごとに行なう予定です。使途の計画や制度の見直しにあたり、関係者の方々と共に検討・検証する委員会等を設置する予定です。
35	使途の公表等	徴収された税が地域の観光事業者全体に公平に還元されるよう、定期的な使途報告会を実施し、宿泊施設経営者が意見を述べられる機会を設けることを要望します。	使途については、関係者の方々と共に検討・検証するための委員会等を設置し、具体的な施策を決定・検証していく予定です。 また、使途の公表は分かりやすい形で毎年度行う予定です。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
36	制度の見直し	宿泊税制度の適正な運用に向けた継続的な意見交換の重要性 宿泊税は、軽井沢町の観光振興のために導入される重要な税制ですが、その運用が観光事業者の負担になりすぎず、また、町の発展に寄与する形で適切に活用されることが重要です。そのためには、宿泊事業者と町が定期的に意見交換を行い、適宜制度の見直しや改善を図る仕組みが必要です。 今回提案する補助金制度や意見交換会をはじめとして、宿泊税の活用について継続的に話し合う機会を設けることを求めます。	制度の見直しを導入当初3年、以後は5年ごとに行なう予定です。また、使途の計画及び公表は毎年度行う予定です。 制度の見直し、使途の計画にあたり、関係者の方々と共に検討・検証する委員会等を設置してまいります。
37	制度の見直し	施行後3年間は制度の試行期間とし、その間の宿泊者動向や事業者の意見を基に柔軟な見直しを行う仕組みを確立していただければと存じます。	制度の見直しを導入当初3年、以後は5年ごとに行なう予定です。また、使途の計画及び公表は毎年度行う予定です。 制度の見直し、使途の計画にあたり、関係者の方々と共に検討・検証する委員会等を設置してまいります。
38	制度の見直し	宿泊税の導入が、軽井沢町の観光振興と宿泊業界の持続的な発展につながることを期待しております。しかしながら、宿泊施設が過度な負担を強いられることなく、地域全体の活性化に貢献できる制度となるよう、事業者の声を反映した柔軟な運用をお願い申し上げます。	制度の見直しを導入当初3年、以後は5年ごとに行なう予定です。また、使途の計画及び公表は毎年度行う予定です。 制度の見直し、使途の計画にあたり、関係者の方々と共に検討・検証する委員会等を設置してまいります。
39	その他	町の税収見込みとして8億円程度見積もっておられますが、このままではまず無理です。8億円の根拠はどこからでできましたか？	軽井沢町宿泊税検討会議が令和6年8月に行ったアンケートによる宿泊料金の区分割合と延宿泊者数に基づき算出しています。 ただし、宿泊実態を正確に把握しているわけではなく、また、免税点や課税免除を加味していないため、税収見込み額はあくまで概算額となります。 今後、制度導入に向けて宿泊実態の把握や事業者への調査を進め、より精度の高い見込額の算出や適切な制度設計に努めてまいります。

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方												
40	その他	軽井沢町において1年間の延べ宿泊者数は正確に把握されておりますでしょうか。インターネットで検索しても数字が出てこなかったので推計してみましょう。 直近の来軽者数は775万人となっていますが、日帰り客もおりますので宿泊者数はもっと低いでしょう。観光客のうちの宿泊客は50％だと言う人もいますが本当でしょうか。観光客全体の何％が宿泊しているのかはおそらく不明です。 次に町の宿泊施設の数調べてみますと 1 3 5 軒となっており、収容可能な人員は12,359人となっています。4人部屋に必ずしも 4 人泊まるとは限らず、1人や 2 人、 3 人の場合もあります。定員稼働率と言いますが高く見積もって80％と仮定します。次に年間の客室稼働率ですが観光庁のデータによると全国平均は46.6％だそうです、ここも高く見積もって50％と仮定します。最後に一人当たりの宿泊税額の平均を求めます。10人泊まったと仮定します。 6000円未満 1人、6000～10,000 2人、10,000～100,000 7人、100,000以上 0人 この場合の平均は制度開始後3年間の宿泊税の町税部分は195円となります。3年経過後は170円となります。 12359（定員）×365日×0.8（定員稼働率）×0.5（稼働率）＝1804414＝Xとする。 X×195円＝約3.5億円 X×170円＝約3.1億円 このままでは税收見込みは良くて3億～4億となりますのでご注意ください。参考までにこのように区切ったとする。 <table><tr><td>6000円未満</td><td>免税</td><td>1人</td></tr><tr><td>6,000～10,000未満</td><td>300円</td><td>（150） 2人</td></tr><tr><td>10,000以上～30,000未満</td><td>450円</td><td>（300） 5人</td></tr><tr><td>30,000以上</td><td>1,450円</td><td>（1300） 2人</td></tr></table> X×440円＝約8億	6000円未満	免税	1人	6,000～10,000未満	300円	（150） 2人	10,000以上～30,000未満	450円	（300） 5人	30,000以上	1,450円	（1300） 2人	1年間の延宿泊者数は長野県観光スポーツ部山岳高原観光課による観光地利用者統計調査を基にしております。 貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
6000円未満	免税	1人													
6,000～10,000未満	300円	（150） 2人													
10,000以上～30,000未満	450円	（300） 5人													
30,000以上	1,450円	（1300） 2人													
41	その他	新税の導入により、旅行者に対して宿泊料金の増加という心理的な影響が生じる可能性があります。観光促進を目的とする宿泊税である以上、宿泊者に納得感を持っていただけるよう、町全体での広報活動を強化し、宿泊事業者が適切に説明できる資料提供をお願いしたいです。	宿泊者に対しての周知や、宿泊事業者が説明しやすいよう、リーフレット等の広報資料の提供を県と共に行ってまいります。												

軽井沢町宿泊税骨子（案）に関するパブリックコメント

No	項目	意見	町の考え方
42	その他	（一社）軽井沢観光協会との連携について 宿泊税導入について、軽井沢観光協会はどのようにかかわっているのでしょうか？DMOではありませんが、宿泊事業者と同様に、軽井沢の観光振興を目的としている団体として、連携していますでしょうか？軽井沢町と軽井沢ホテル旅館組合と軽井沢観光協会の連携で軽井沢の観光産業を発展させていくべきと考えます。	軽井沢町宿泊税検討会議の委員として軽井沢観光協会からも参加いただきました。 また、軽井沢ホテル旅館組合と軽井沢観光協会については、観光における重要な団体と捉えており、連携については必須と考えています。今後も協議を重ねながら使途等を検討していきたいと考えています。
43	その他	お客様からどの時点でお支払いいただくのかまたその方法はどのようになりますか？	宿泊行為に課税される宿泊税の徴収方法・徴収時期は、各施設により決めていただくこととなりますが、例えばOTAを介したネット予約の場合、各施設とOTAとの取り決めにより決定（選択）いただくことから、統一的な徴収方法等を示す予定はありません。 他の先行自治体においても、徴収をOTAにお願いしている場合、OTAでは宿泊料金のみ徴収し、税だけはフロントで徴収している場合があります。 OTA：じゃらん、楽天トラベル、Booking.com、Expediaなどのオンライン・トラベル・エージェント
44	その他	コロナ禍を経てオンラインによる精算が増えました。その為フロントに鍵を置き知らない間にチェックアウトしているお客様が一定数います。もし、宿泊税を受け取り忘れた場合宿泊施設での負担になってしまいますか？	地方税法の規定により、徴収すべき額を特別徴収義務者に納税いただくを得ませんが、支払い漏れ等の未然防止に向け、十分な周知や宿泊事業者が説明しやすいよう、リーフレット等の広報資料の提供を県と共に行ってまいります。
45	その他	ペンション組合としても徴収業者として宿泊税を良きものにする為にこの先の意見交換の場を設ける事をお願いしたいです。	町では関係団体との意見交換会や骨子（案）に対する意見交換会を開催しましたが、今後も随時、意見交換会や説明会を開催する予定です。 また、使途の計画及び公表は毎年度行う予定であり、制度の見直しは導入当初3年、以後は5年ごとに行なう予定です。使途の計画や制度の見直しにあたり、関係者の方々と共に検討・検証する委員会等を設置する予定です。